

北九州市監査公表第 12 号

平成 16 年 4 月 28 日

北九州市監査委員	造 田 昌 孝
同	神 尾 榮 一
同	江 島 勉
同	上 田 唯 之

平成 16 年 3 月 5 日に（請求人氏名等記載省略）から地方自治法第 242 条第 1 項の規定により提出された北九州市職員措置請求書については、これを受理し、同条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

北九州市職員措置請求に係る監査結果

第1 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成 16 年 3 月 5 日

3 請求の要旨

第 3 セクター「株式会社北九州輸入促進センター」(キプロ)が所有する「アジア太平洋インポートマート」(AIM)の 3 階部分を購入、もしくは、賃借して、公金を支出し、契約を締結もしくは履行し、債務その他の義務を負担してはならない。

以下が、その主張の要旨である。

- (1) 北九州市市長は、第 3 セクターである株式会社北九州輸入促進センター(以下「キプロ」という。)のために約 6 年もの間、既に約 68 億円もの税金を投入してきたが、経営は一向に改善することがなく、再建の見込みが立たない状態であり、現時点で既に莫大な損害が顕在化している。
- (2) 平成 16 年 2 月に市長が議会に提案している予算案では、アジア太平洋インポートマート(以下「AIM」という。)3 階フロアについて、賃料・共益費で 2 億 3,863 万 1,000 円 設計・工事費等で 4 億 3,850 万円 運営費で 5,286 万 9,000 円の計 7 億 3,000 万円の公金を投入する内容となっており、平成 17 年度以降もこのフロアだけでも毎年約 3 億円が投入されることとなる。
- (3) これ以上の多額の公的支援は、更に損害を広げるだけであり、回復不可能な損害を被ることとなる。また、一企業のためにこれ以上の多額の公的資金を投入することは、以下に述べるが、公益上の必要性を欠き、市長の裁量権を逸脱した違法・不当な行為としか言いようがない。

ア（市長が今回の予算案提出の根拠とした）A I M事業検討委員会が提言している「コンベンション・ビジネスサポート施設」（商談会・常設展示場など）の設置は、既に隣接して広大な西日本展示場新館があるため、これ以上の展示場等は不要である。

また、民間などにおける展示場等の需要と供給を調査した客観的な資料も全くないまま提言されており、公金投入の「公益性」、「必要性」は皆無である。

イ 「（仮称）子育ての総合支援施設」は、（A I Mの建設目的である）輸入の促進及び対内投資事業の円滑化とは何ら関係のない事業施設であり、F A Z法の目的・趣旨からみて「公益性」が全く認められない。

ウ F A Z法の適用除外となれば、国からの補助金を返還する問題が生じ、法の目的・趣旨から大きく外れることとなり「公益性」も失う。

エ 家賃額について、A I M事業検討委員会が提言した 1 坪当たり 1 万 2,300 円（共益費を含む）は、キプロの言い値にすぎない。

他のテナント賃料を比較した客観的資料、鑑定もないまま実勢の取引価格を大幅に上回る異常な高価で契約することは、「必要かつ最小の限度」をこえて自治体の経費を支出するものであるから、明らかに違法、不当であり、脱法とも言える、賃貸借の形式をとった「公金投入」というべきである。

（4）A I M事業検討委員会の提言では、損益収支改善のため、借入金金利の軽減と、資金収支改善に向け、債務の返済期間の繰り延べなどについて金融機関と協議すべきとしているが、破綻に瀕したキプロに対して、市が株主となる第 3 セクターというだけで漫然と融資した債権者（金融機関）の責任は重大であり、金融機関に対しては大阪市のように、借入金（元金）カットも含めた抜本的交渉を行うべきである。

単に借入金の金利のカット、返済繰り延べのみでは、23 億円ものキプロの累積赤字は到底解消できない。

（注 1）事実証明書 7 件の記載は省略した。

（注 2）請求の要旨は、請求人から提出された措置請求書の原文を可能

な限り引用した。

第2 請求の受理又は却下

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定によると、住民監査請求をなし得る者とは、本市の住民であることが要件とされている。

請求人 239 人のうち、法定要件を欠く 35 人を除く 204 人について、請求を受理した。

なお、本件措置請求書は、平成 16 年度本市一般会計予算案が平成 16 年 2 月本市議会定例会（以下「2 月議会」という。）において審議中の平成 16 年 3 月 5 日に提出されており、この時点においては住民監査請求の法定要件を欠いていたが、2 月議会最終日の同年 3 月 26 日に平成 16 年度予算案が可決、成立したことにより、市長の予算執行が可能となったことを受け、法定要件を備えたものとみなし、同日付でこれを受理したものである。

第3 監査の実施

本件請求については、法第 242 条第 4 項の規定により次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

法第 242 条に規定する住民監査請求は、地方公共団体の長等による違法又は不当な行為について、住民が監査委員に対して、その防止又は是正等を求める制度であり、その対象事項は具体的な財務会計上の行為（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）又は財産の管理を怠る事実に限られており、この要件に該当しない事項は監査の対象外となる。

したがって、A I M 3 階の賃借に係る公金支出は、平成16年度予算に計上されており、相当の確実さをもって執行されることが予測されるため監査対象事項とし、請求のうち、次の事項は、不適法として監査の対象から除外した。

- (1) 「(仮称)子育ての総合支援施設」については、平成17年度の早い時期にA I M 3階に開設することになっているが、整備費等具体的な経費は、平成16年度予算に計上されていないため。
- (2) A I M 3階の購入に係る予算については、平成 16 年度予算に計上されていないため。
- (3) 平成 17 年度以降のA I M 3階への公金支出については、本市議会の議決を経ておらず、財務会計上の行為が特定されていないため。

2 監査対象局等

- (1) 産業学術振興局
- (2) 株式会社 北九州輸入促進センター(以下「キプロ」という。)

3 監査の方法

下記の「4 証拠の提出及び陳述」によるほか

- (1) 産業学術振興局に対して関係資料の提出を要求し、書類審査を行った。
- (2) 法第 199 条第 8 項の規定に基づき、キプロに対し、監査に必要な資料の提出を求めるとともに、平成 16 年 4 月 8 日に関係者から実情を聴取した。
- (3) 同日、A I M及び西日本総合展示場新館の現況等を調査した。

4 証拠の提出及び陳述

- (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定により、平成 16 年 4 月 8 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠 6 件の提出があり、請求人が請求の趣旨を補足する陳述を行った。

なお、同条第 7 項の規定により産業学術振興局職員の立会いを認めた。

- (2) 関係職員の陳述及び実情聴取

平成 16 年 4 月 8 日に産業学術振興局職員の陳述及び監査委員による実情聴取を行った。

なお、法第 242 条第 7 項の規定により請求人の立会いを認めた。

5 事実関係の確認

(1) A I M建設（キプロ設立の背景）

ア 国の動向

1980年代の我が国では、貿易黒字拡大に伴う先進各国との貿易摩擦が深刻化し、貿易不均衡の是正を図ることが急務とされた。これを受け、輸入促進を通じた輸入関連の新規事業の展開や地域経済の国際化及び活性化を図るため、「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」（以下「F A Z法」という。）が制定され、平成4年7月に施行された。

イ 本市における取り組み

本市では、国の動きに合わせ、地域輸入促進計画である「北九州市F A Z計画」を策定し、平成5年3月に国の承認を受けた。

<北九州市F A Z計画>

輸入促進地域 北九州港地域(門司、小倉北、戸畑、若松)

特定集積地区 小倉北区臨海部

計画目標年次 平成18年

目標輸入量 2,942万トン(平成18年)

輸入促進基盤整備事業

- ・北九州国際物流センター
- ・アジア太平洋インポートマート
- ・小倉国際流通センター

国等の支援措置

- ・産業基盤整備基金(国)の出資 9億9,200万円
- ・輸入関連事業者集積促進事業費補助金
(平成8年度～平成14年度) 5億8,658万円

A I Mは、F A Z地域において特に輸入関連事業者の集積を図り、輸入促進効果を高める特定集積地区に設置されたF A Z中核施設であり、西日本地域の「輸入品の物流拠点施設」、「国際ビジネスの情報拠点施設」として整備が進められた。

ウ キプロ設立

北九州市F A Z計画の事業実施主体として、官民の共同出資によ

り平成5年4月にキプロが設立された。

キプロでは、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」（民活法：昭和61年5月施行）の認定を受けるため、アジア太平洋インポートマート整備計画（以下「AIM民活計画」という。）を策定し、平成7年11月に国の認定を受けた。

< AIM民活計画 >

整備内容

地域情報管理基盤施設、特定高度情報化建築物、卸共同流通ターミナル、輸入促進高度化施設

国等からの主な支援措置

- ・民間能力活用特定施設緊急整備費補助金
（対象事業費の5%） 7億6,500万円
- ・日本政策投資銀行の融資（無利子、低利） 90億円
- ・税制上の特例措置（事業所税の減免） 4億4,563万円

(2) JR小倉駅北口地区の整備計画

ア 北九州市ルネッサンス構想及び小倉駅北口地区整備計画

本市の基本構想である「北九州市ルネッサンス構想」（昭和63年12月策定）において、JR小倉駅北口地区を「国際コンベンションゾーン」として整備することとした。

< 北九州市ルネッサンス構想における位置づけ >

地区整備の基本的方向

- ・コンベンション施設や都市施設の整備、拡充による国際交流拠点の形成
- ・コンベンション機能を補完する国際的業務や商業、サービス機能の導入
- ・ウォーターフロントを活かした魅力あるまちづくり

整備目標年次 平成17年

平成3年3月には、「小倉駅北口地区整備基本計画」を策定し、北九州国際会議場の建設等のコンベンション施設の整備や小倉駅北口デッキ整備、国道199号バイパス建設などの都市基盤の整備が進められている。

< 小倉駅北口地区整備基本計画 >

地区整備の基本概念

都市機能としてのコンベンションを核にして、アミューズメント機能、芸術・文化機能、商業・業務機能、公共アメニティ機能が独自の機能を果たしながら、相互に関係し合う構造を創出することで、都心機能の強化を図る。

地区の機能

「広域の都市活動の交流拠点機能を担うゾーン」

- ・コンベンションゾーン
- ・ビジネスゾーン
- ・アミューズメントゾーン 他2ゾーン

イ AIMの位置づけ

AIMは小倉駅北口地区の「コンベンションゾーン」に立地し、北九州国際会議場や西日本総合展示場とともに国際的な学術会議や見本市を開催できる中核施設として位置づけられている。

(3) AIMの機能見直し(平成10年見直し)

ア 我が国を取り巻く経済環境等の変化

AIM民活計画策定後、国内では小売業におけるメーカーからの直接仕入れや直輸入の増加、あるいは製造・卸・小売という業種を区分しない多様な流通形態が登場する等、流通業界の再編や構造変化が進む一方、海外ではアジア経済が停滞する等、国内外の社会環境及び経済環境は大きく変化した。

イ AIM事業への影響

AIM事業においても、卸売りマートの核テナントとして予定していた企業が倒産したため、後継テナントの誘致が急務とされ、誘致交渉が進められた。

このような中、平成10年4月、AIMは開業したものの、3階から5階までのテナントが決まらない等、開業当時のテナント入居率は27%であった。

< AIM概要 >

建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上8階
建て

敷地面積	26,880 m ²
延床面積	83,307 m ²
機能	輸入品の卸・小売、展示、ビジネス支援

ウ AIMの機能見直し

店舗型の卸売業を営むテナント対象企業は極めて限られており、その誘致活動には限界があるとのことで、国や県、地元商業関係者等との協議を行い、平成10年7月、AIM3階から5階までについて、卸売機能に加え、輸入品を中心とした小売機能を導入するとともに、地元商業への影響に配慮しながら、広域からの集客も可能な商業施設として整備することとした。

このAIMの機能見直しを受け、輸入家具販売業者が4階及び5階に入居することが決定し、平成11年6月に営業を開始した。

(4) AIMの抱える課題と国の輸入促進政策の転換

ア 輸入促進政策を巡る環境の変化

F A Z法に基づき輸入促進政策が展開されるなか、中国を中心としたアジアからの輸入が急速に拡大したことを受け、平成13年10月、政府は「輸入促進」から「貿易・投資に係る事業環境整備」に方針転換することを決めた。平成14年6月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」では、対日直接投資の増大が、雇用の創出、競争促進等を通じた経済の活性化に加え、先進技術や経営ノウハウの拡散効果をもたらすものとして「対内直接投資」を積極的に推進することとした。

イ AIMの現状（キプロの経営状況）

AIMには、輸入品の販売、見本取引等を展開する企業群が入居するとともに、公的機関や公益法人、外国の経済関連団体を含む貿易関連団体や保険、通関、広告代理店等の業務関連テナントも入居し、平成16年3月末現在で89社、90%の入居率となっている。（なお、入居数には海外遊具展示場「あそびのせかい」を含む。）

しかしながら、平成10年4月の開業以来、AIM3階へのテナント誘致は実現しておらず、キプロの経営状況についても、毎期決算では減価償却額の全額を回収するに足る利益が確保出来ず、欠損が続いており、F A Z事業の将来を見据えたAIM機能の見直しを

迫られていた。

< キプロの経営状況 >

平成 14 年度未処理損失 23 億 2,271 万円

平成 15 年 3 月末時点借入金残高 97 億 3,850 万円

(5) A I M 事業検討委員会の提言

開業以来の A I M 3 階のテナント未入居の問題等について、第三者の視点からの見直しが必要とのことで、市は有識者で構成する A I M 事業検討委員会を設置し、平成 15 年 11 月に「A I M の活用促進とキプロの経営再構築に関する提言」を受けた。

< 提言の概要 > * 3 階部分の活用策について

【第一案】

「コンベンション・ビジネスサポート施設」

展示・商談会、常設展示会などが行える小・中規模の展示場

講演会・セミナー（各種講座）などが行える小・中規模の会議室

ベンチャー企業が利用できる貸しオフィス

大学や民間専門学校などのサテライトキャンパス

* 第一案の場合、西日本総合展示場本館の新たな活用方策を検討すべきとした。

【第二案】

「世代間交流施設（マルチ・エイジ・スクエア）」

こどもの遊び場

子育て支援プラザ

研修室、音楽室等の青少年活動施設を含む生涯学習施設

ベンチャー企業が利用できるような貸しオフィス 等

(6) 本市議会における審議経過

市は、A I M 事業検討委員会の提言を受け、平成 16 年度予算案中・小規模の展示場・会議室（以下「中小展示場等」という。）の整備費および賃借料等を計上した。

< 2 月議会における平成 16 年度予算案の審議経過 >

日 程	会 議	案 件
2月 26日	本会議	16年度予算案上程 ・市長提案理由説明
3月 4日	本会議	代表質疑 * 本件に関する質疑は3人
3月 5日	本会議	代表質疑 * 本件に関する質疑は2人
3月 8日	本会議	一般質疑 * 本件に関する質疑は2人
3月 9日	本会議	一般質疑 * 本件に関する質疑は2人
3月 10日	本会議	予算特別委員会議案付託
3月 17日	予算特別委員会 第1分科会	議案審査 * 本件に関する発言者 1人
3月 22日	予算特別委員会 第1分科会	議案審査(市長出席) * 本件に関する発言者 2人

3月26日の本会議において、平成16年度予算案は採決の結果、賛成多数により可決された。

(7) 平成16年度にAIM3階に設置予定の施設

ア 施設内容 中小展示場等

イ 施設規模 約3,500㎡(3階フロア一面積:約6,800㎡)

ウ 予算内容

内 容	予 算 額	摘 要
賃料・共益費	23,863万円	・賃料 9,000円/月・坪 ・共益費 3,300円/月・坪 ・借上げ期間 9ヶ月間
設計・工事費	43,850万円	
運営費	5,287万円	
合計	73,000万円	

第4 措置請求に対する市の見解

1 中小展示場等の設置について

AIM3階に整備予定の中小展示場等は、西日本総合展示場の現状や小倉駅周辺の既存の展示場の利用状況、中小・ベンチャー企業における小規模展示場の必要性等を考慮し、設置を決定したものである。

また、その目的は中小・ベンチャー企業のビジネス支援、市民団体やNPOなどの利用によるコンベンション振興を図ろうとするものである。

なお、あわせて8階には地域企業の国際ビジネスや海外企業の投資を促進する「貿易・投資に係るワンストップサービスセンター」を創設、7階には情報通信関連の中小企業を対象とした共同研究開発施設及び貸しオフィス等の整備を予定しているため、これらと連携して中小・ベンチャー企業や地域産業の育成を図ることが可能であり、ひいては雇用の創出にもつながる公益性、必要性の高い事業である。

2 賃借料について

キプロが定めている基準賃料は、建物の建設費、維持管理費、採算性、周辺相場などを考慮して各階フロアの機能に応じて定めたもので、床を貸し付ける場合の標準的な賃料である。

キプロの提示した基準賃料の適否を検証するため、小倉駅周辺のオフィスビル及び商業施設の賃貸条件の聞き取り調査を実施したが、一概に高いとは言えないと判断し、予算見積額を算出した。不動産の賃料は個々の物件により、立地場所、グレード、建築時期など条件が異なるため比較が難しい。AIM3階についても小倉駅に近いという立地特性と、面積6,800㎡、天井高4.5mという空間特性を持った一括貸しの同種、同規模の類似物件が周辺にないため判断が困難であるが、小倉駅に近いことやグレード等を考慮すれば、基準賃料の水準は妥当であると考えられる。

3 キプロの経営状況について

キプロは平成14年度末で約23億円の累積赤字を抱えているが、いわゆる債務超過ではなく、資金繰りに支障をきたしているわけでもないことから、既に債務超過に陥っている大阪市の第3セクターの経営状況と同等にとらえることは適切ではない。

キプロの現状では債権放棄について金融機関の同意を得ることは困難であるが、経営改善のために借入金の金利の低減等の金融機関の協力を得ることは重要であり、市としても適切に対応したいと考えている。

数年後には単年度黒字になる見込みであるが、金利低減が実現すれば、黒字幅が大きくなり、累積欠損金解消の時期が早まることとなる。

第5 監査委員の判断

1 中小展示場等の必要性及び公益性について

請求人は、中小展示場等の必要性について、A I Mに隣接して、既に広大な西日本総合展示場新館があるため、これ以上の展示場は不要であり、公金投入の必要性及び公益性がなく、違法又は不当と主張している。

(1) 中小展示場等の整備理由

これについて、市は、中小展示場等の整備理由として、

- ア 小規模展示会の需要が増加していること。
 - イ 国際会議場でのコンベンションで会議室が不足していること。
 - ウ 中小・ベンチャー企業のビジネスをサポートする必要があること。
 - エ 西日本総合展示場が老朽化し、緊急に対応する必要があること。
- 等の現状に対応するためのものであるとしている。

さらに、中小展示場等を整備することのメリットとして、

- ア A I Mの持つビジネス支援機能やコンベンション機能が更に充実強化され、利便性が高まること。すなわち、併設された西日本総合展示場新館や今後整備を予定している6階から8階までのビジネスバックアップゾーンと連携が可能になり、活用の促進が図られること。
- イ 今後、地域中小企業のビジネスチャンス場、起業家支援育成の場、N P Oや市民団体の活動の場としての機能を備えた中小展示場等を低料金で提供することにより、企業や市民の活動を支援できること。

等をあげている。

以上を踏まえ、監査委員の判断を述べる。

(2) 小倉駅北口地区における展示場等の状況

A I M及びその周辺の展示場や会議室の利用状況をみると、

- ア 中小・ベンチャー企業等の利用に適する規模の展示場等がなく、他に求めるにしても割高な利用料金を負担する必要があり、容易に

利用できないこと。

イ 西日本総合展示場本館にある小規模展示場の利用件数・利用日数ともに、ここ数年増加傾向にあること。

ウ 国際会議場の会議室の稼働率が高いこと。

エ A I M 8 階にある展示場及び会議室は、輸入促進事業関係者の利用を主目的としているため、目的外利用の場合は利用料金が割増となっていること。

等の現状があり、当該地区を大規模な学術会議や見本市を開催できるコンベンションゾーンとして位置づけながら、中小展示場等が不足するため、他都市との比較において優位性に欠けている。

また、A I M についても、中小・ベンチャー企業の中小展示場等に対するニーズの高まり等、時代の変化に対応した施設として十分に機能を発揮できていない。

したがって、このような状況から判断すると、市が中小展示場等を整備することは有効な施策であると理解できる。

なお、A I M 3 階の面積並びに天井の高さ等の物理的条件は、利用者が必要としている展示場等の規模に適しており、将来の利用拡大に資するものとする。

(3) まとめ

地方公共団体の役割は、当該地域における社会や経済の活性化を積極的に推進し、住民の福祉を増進するために、都市基盤を整備するとともに、それら施設の活用を図ることにある。

今回の A I M 3 階への中小展示場等の整備は、今後の北九州市の産業の活性化等にとって、有効かつ必要な施策であるとする。

したがって、市の主張のとおり、その必要性、公益性は十分認められると判断した。

2 A I M 3 階の賃借料の適正性について

請求人は、展示場及び会議室に係る賃借料が必要かつ最小の限度を超えており、違法又は不当と主張していることについて、監査委員の判断を述べる。

(1) 賃料決定の特性について

ア 通常、地方公共団体が物品等の供給契約を締結する場合、競争入札等により価格等が決定されることとなるが、不動産の賃貸借契約を締結する場合においては、同一物件が他に存在しないことから、一般的な原則は適用されず、特定の貸主との交渉等により価格等の入居条件が決められるという特性をもっている。

イ 借主は、賃貸借契約の締結に先立ち、立地、広さ、グレード、提示された賃料等が自らの希望する条件に適しているか否かを判断して物件を選定する。一方、貸主側は建設費等投下資本の回収や周辺相場などに基づいて賃料を設定する。

ウ 実際の賃料は、貸主が示した募集賃料を基礎として両者の交渉により決定されるが、社会的、経済的な要因のみならず、当該取引における当事者の個別的、主観的な事情も大きく影響する。

したがって、賃料を決定する要因は一様ではない。

エ 以上のように、賃料決定のシステムは同一ビル内のテナント賃料の決定においても例外ではなく、テナント間における格差が存在することは十分あり得ることである。

オ このように決定された実際の賃料は、不動産賃貸業者にとって経営の根幹に関わる情報として、商慣行上公開されないのが通例である。

(2) 賃料の見積りにについて

市は、小倉駅周辺のオフィスビル及び商業施設の賃貸条件の聞き取り調査を実施したうえで、キプロが提示した基準賃料である坪当たり月額 12,300 円（共益費 3,300 円を含む。）を妥当と判断し、予算見積額を算出した。

請求人は、当該賃料がキプロの言い値であり、同一 A I M ビルの他の階に入居する者との間に著しく均衡を欠き、違法又は不当と主張している。

しかしながら、A I M 3 階が特徴的な構造をしており、かつ、同一需給圏内に類似物件が存在せず、厳密な意味での相場の検証は困難と

いう状況の下で、市が行った聞き取り調査は、比較対象とした物件の繁華性や機能性、規模等が異なるものの、次善の策として認められるべきものであると考えられる。

結果として、キプロの基準賃料が明らかに均衡を欠いているという事実は見られないため、予算の積算根拠として当該賃料を用いることは適正に欠けるとは言えない。

また、A I Mビル内の他の入居者の実際の賃料との乖離については、賃料設定がその時々、社会的要因、経済的要因、貸主及び借主の主観的事実等によって決定されることを考えれば、仮にそれに応じた格差の存在があったとしても許容できるものとする。

3 結論

請求人は、公益性及び対価性がなければ賃貸借の形式をとった「公金投入」であると主張しているが、前述したように、A I M 3階に中小展示場等を設置することには、明確な行政目的と必要性があつて計画されたものである。また、賃料についても、市が予算の積算根拠としてキプロの基準賃料を用いたことは、適正に欠けるとは言えない。

したがって、請求人の主張には、いずれも理由がないと判断する。

なお、監査委員は、監査期間中における平成 16 年度予算の支出差止めを求める請求人からの事実上の請求に対して、法第 242 条第 3 項の規定に基づく暫定的停止の必要性を判断した結果、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由がないため、市長に対し勧告は行わなかった。

第6 監査委員の意見

1 キプロの経営状況について

キプロの経営状況は、減価償却費負担が大きく欠損となっているが、営業キャッシュフロー（償却前利益）は黒字である。借入金の返済での単年度の資金不足はあるが、保有現金預金で解消できる範囲であり、経営上の支障をきたさない。資本金 66 億円から累積欠損金 23 億円を控除した自己資本の額は、若干の評価差益金を修正して 43 億円であり、債務超過の状態ではない。

このことは、「第三セクターに関する指針」（平成 11 年 5 月 20 日付自治政第 45 号、平成 15 年 12 月 12 日付改定通知総経第 398 号）による予備的診断の方法によっても同様の結論を得ることができる。

したがって、キプロの現状は、大幅な経営改善が必要ではあるものの破綻に瀕していると言えない状況にある。

2 キプロの経営改善に向けて

今回の A I Mビル活用による各種の施策展開は、北九州市の都市基盤を強化する上で、また、キプロの経営を安定させるためにも、有効なものと言える。

今後は、キプロが A I M事業検討委員会から提言された経営改善策を迅速かつ着実に実施していくことは言をまたないが、特に、経営組織体制を強化するとともに、固定経費等の見直しによる徹底した経費の削減を図り、これにより生じた原資を活用して集客力を高めるための新たな事業を企画するなど、A I Mがより魅力的な施設となるための方策の検討が求められる。

市においても、借入金利息の軽減や返済の繰り延べ等について、キプロと一体となって金融機関との協議・交渉に当たるなど、適切な支援を実施されたい。

また、他の出資者や産業界とも協力して諸施策を推進するとともに、市民に対しても分かりやすい情報公開に努められるよう期待する。